

別添 1

地域生活支援事業「特別支援事業」実施要領

1 対象事業※

- ① 事業立ち上げ特別支援事業
- ② 意思疎通支援事業関係特別支援事業
- ③ その他特別支援事業

各事業の照会先は以下のとおり。

別添2の「Ⅰ」、「Ⅲの2、3、4」については地域生活支援係

TEL 03-5253-1111（内線3077）

別添2の「Ⅱ」、「Ⅲの1」については情報・意思疎通支援係

TEL 03-5253-1111（内線3076）

※詳細は別添2のとおり。

2 協議書について

上記事業については、4に掲げる期日までに別紙による協議書を提出すること。

3 協議書の提出方法

- (1) 各市町村は都道府県に協議書を提出し、各都道府県において管内市町村分をとりまとめた上、当職へ提出すること。
- (2) 郵送による提出に加え、電子媒体を以下の担当者アドレスへメール送信すること。
提出先： kanai-ayane@mhlw.go.jp

4 協議書の提出期限

平成27年5月29日（金）（厳守）

（協議の流れは別添3のとおり。）

5 留意事項

所要額の積算にあたっては、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、数量等を見込んで行うこと。

別添 2

I 事業立ち上げ特別支援事業

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」により新規追加された必須事業については、実施主体である市町村で早期に事業を立ち上げ、事業が軌道に乗るよう当分の間特別に支援する。

1 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）

2 事業内容

①「理解促進研修・啓発事業」（実施要綱（別記1））、②「自発的活動支援事業」（実施要綱（別記2））及び③「成年後見制度法人後見支援事業」（実施要綱（別記5））について、事業に必要な経費について優先的に補助する。

3 留意事項

実施要綱に定める事項を踏まえ事業を実施すること。

II 意思疎通支援事業関係特別支援事業

1 意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業

(1) 手話通訳士養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 研修内容

手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修又は、手話通訳士の知識・技能等の向上を図る現任研修を実施する。

(2) 手話通訳者養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 研修内容

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(3) 要約筆記者養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

要約筆記者の資格を目指す登録要約筆記者奉仕員を対象として、要約筆記者の養成研修を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 平成23年3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を終了したものに対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、要約筆記者として登録を行うこと。登録した要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の要約筆記者活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

(4) 点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

点訳又は朗読に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員、登録朗読奉仕員を対象に、身体障害者福祉の概要や点訳又は朗読の役割・責務等についての理解、点訳又は朗読に必要な専門的技術等の向上を図る現任研修を実施する。

2 意思疎通支援従事者養成研修促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市以外は、「奉仕員」のみ。）及び都道府県

イ 事業内容

地域生活支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）（別記8）の「手話奉仕員養成研修事業」、（別記14）の2の（1）の「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」、（別記11）の【社会参加支援】の（4）及び（別記19）の【社会参加支援】の（9）の「奉仕員養成研修事業」に基づき実施する事業に加え、次の促進事業に取り組む計画書を作成し実施する養成研修事業に対しては特別支援事業により補助する。

・ 人材養成促進事業

養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増（新規実施を含む）などに取り組む事業

ウ 留意事項

(ア) 計画書を作成しない養成研修については、実施要綱に掲げる各事業により引き続き補助を行うことになる。

(イ) 養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増などの既存事業から増加した事業分だけではなく、事業全体を補助対象とする。

(ウ) 第4期障害福祉計画の期間中（平成27年度から平成29年度まで）に増加（新

規実施)した分を補助対象とし、第4期障害福祉計画の期間は補助対象とする。

3 意思疎通支援充実強化事業

(1) 意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業

ア 実施主体 市町村(指定都市及び中核市を含む。)及び都道府県

イ 研修内容

意思疎通支援事業において、利用者ニーズに基づき効率的・効果的に適切な手話通訳者、要約筆記者の派遣が行われるよう、派遣コーディネーターに従事する者の業務の向上のため、手話通訳者、要約筆記者の派遣コーディネーターに関する知識等の習得を図る研修を実施する。

(2) 手話通訳者設置促進事業

ア 実施主体 市町村(指定都市及び中核市を含む。)及び都道府県

イ 事業内容

行政機関等における聴覚障害者への意思疎通支援体制を確保するため、手話通訳者を新たに設置する(設置数の増も含む)又は近隣市町村が共同して設置する事業に対しては特別支援事業により補助する。

ウ 留意事項

(ア) 設置数の増による場合でも、既存事業の分も含め事業全体を補助する。

(イ) 第4期障害福祉計画の期間中(平成27年度から平成29年度まで)に増加(新規実施)した分を補助対象とし、第4期障害福祉計画の期間は補助対象とする。

(3) 意思疎通支援広域派遣推進事業

ア 実施主体 市町村(指定都市及び中核市を含む。)及び都道府県

イ 事業内容

市町村域又は都道府県域を越える意思疎通支援の派遣対応を可能とするため、市町村域又は都道府県域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては特別支援事業により補助する。

4 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 事業内容

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者派遣事業従事者の資質向上を図る取り組みを支援する。

5 盲ろう者社会参加等促進事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 事業内容

実施要綱(別記14)の2の(2)の「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」、(別記15)の2の(2)の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に基づき実施す

る事業に加え、次の促進事業に取り組む計画書を作成し実施する盲ろう者への支援事業に対しては特別支援事業により補助する。

(ア) 通訳・介助員養成促進事業

養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増、技能等の向上を図る現任研修などに取り組む事業

(イ) 通訳・介助員派遣利用促進事業

派遣回数・派遣時間の増、派遣利用者の増（新規利用）などに取り組む事業

(ウ) 盲ろう者向け生活訓練等促進事業

盲ろう者を対象とする日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業

ウ 留意事項

(ア) 前記イの(ア)については、平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 計画書を作成しない盲ろう者への支援事業については、実施要綱に掲げる各事業により引き続き補助を行うことになる。

(ウ) 養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増、派遣時間増などの既存事業から増加した事業分だけではなく、事業全体を補助対象とする。

(エ) 第4期障害福祉計画の期間中（平成27年度から平成29年度まで）に増加（新規実施）した分を補助対象とし、第4期障害福祉計画の期間は補助対象とする。

Ⅲ その他特別支援事業

1 障害者情報支援促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

行政機関等における視聴覚障害者等への情報支援体制の充実を図るため、情報通信機器等を活用した障害者への情報支援に取り組む計画書を作成し実施する促進事業に対しては特別支援事業により補助する。

(例)

- ・ 視覚障害者への「地域情報」の提供を推進するため、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を活用して、地域情報を収集・登録・発信する人材の育成、必要な機器整備などの地域情報推進体制を構築、運営する事業。

2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を図る取り組みを支援する。

ウ 留意事項

当該研修の受講料（実習費、テキスト代、保険料を含む。）については、補助対象

外とする。

3 盲人ホーム事業（A型）

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業に加え、次の事業に取り組む計画書を作成した盲人ホーム（以下、「盲人ホームA型」という。）に対しては特別支援事業により補助する。

（ア）特別支援学校連携等事業

卒業後の一定期間、実務的な臨床研修を経験する機関として活用を図るなど、特別支援学校（盲学校）との連携強化に取り組む事業

（イ）技術支援・生活支援事業

地域のおん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の資格を有する視覚障害者等に対する技術支援・生活支援を行う事業（あはき技術の向上、歩行・調理・接遇等の生活訓練等）

（ウ）就業促進等事業

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、幅広く就労に関する情報を提供するなどして就労先を積極的に開拓する事業

ウ 留意事項

計画書を作成しない場合は、実施要綱（別記11）に掲げる「盲人ホームの運営」により引き続き補助を行うことになる。

4 その他特別支援事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

当該地域の特性に配慮した障害者の多様なニーズに対応するため、又は複数の自治体が共同して実施する効果的・効率的な事業などで特別に支援する必要がある事業に対し補助する。

＜事業のイメージ＞

- ・ 地域住民の助け合いを活かした離島、中山間地域の特性に応じた取り組み
- ・ 単独の自治体では対応できないため、複数の自治体が共同して効率的に実施する事業
- ・ 利用者が通常より多くの利用料を負担するなどによって、これまで事業化が困難だった特別なニーズへの取り組み 等

ウ 留意事項

既存の社会資源を活用するなど、効率的な実施を図ること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 殿

職名
氏名 印

平成27年度地域生活支援事業「特別支援事業」に係る国庫補助協議について

標記について、関係書類を添えて協議する。

- 1 平成27年度地域生活支援事業「特別支援事業」実施計画書（別紙1）
- 2 計画書（別紙2-1、2-2、2-3）
- 3 所要額内訳書（別紙3-1、3-2）
- 4 その他添付書類
・（事業内容について参考となる資料の名称を記載すること）

<担当者の連絡先>	
所属	_____
氏名	_____
TEL	_____
FAX	_____
E-mail	_____

意思疎通支援従事者養成研修促進事業に係る計画書

該当事業名 (※1)	奉仕員養成研修事業
実施主体	〇〇県
具体的な促進事業の内容 (※2)	<p>人材養成促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成定員について 26年度の定員50名から29年度までに150名に増員する。 当面、27年度においては100名とする。 ・研修開催について 26年度の1カ所(2回)の開催を27年度から会場を増やし、2カ所(4回)で開催する。 ・その他の促進策について 新たに要約筆記者派遣事業の未実施市町村における人材養成を目的とした養成研修を定員10名、1カ所(2回)で開催する。 <p style="text-align: right;">など</p>
計画期間	平成27年度から平成29年度
備考	

※1 「該当事業名」欄には、促進事業を加えて実施する地域生活支援事業名を記載すること(実施要綱にある事業名を用いること)。

※2 「具体的な促進事業の内容」欄には、計画期間内における具体的な実施内容を簡潔に記載すること。(具体的な達成目標を記載することが望ましい。)

意思疎通支援従事者養成研修促進事業に係る計画書

該当事業名 (※1)	
実施主体	
具体的な 促進事業 の内容 (※2)	
計画期間	
備考	

※1 「該当事業名」欄には、促進事業を加えて実施する地域生活支援事業名を記載すること（実施要綱にある事業名を用いること）。

※2 「具体的な促進事業の内容」欄には、計画期間内における具体的な実施内容を簡潔に記載すること。（具体的な達成目標を記載することが望ましい。）

盲ろう者社会参加等促進事業に係る計画書

<p>該当事業名 (※1)</p>	<p>盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 その他生活訓練事業</p>
<p>実施主体</p>	<p>〇〇県</p>
<p>具体的な 促進事業 の内容 (※2)</p>	<p>(ア) 通訳・介助員養成促進事業 ・養成定員について 26年度の定員5名から29年度までに20名に増員する。 当面、27年度においては10名とする。 ・現任研修について 新たに技能等の向上を目的とした現任研修を定員10名、1カ所(2回)で開催する。</p> <p>(イ) 通訳・介助員派遣利用促進事業 ・派遣利用者について 26年度の4名を27年度から6名に拡充する。</p> <p>(ウ) 盲ろう者向け生活訓練等促進事業 ・新たに通所型の生活訓練事業を定員5名で開始する。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>計画期間</p>	<p>平成27年度から平成29年度</p>
<p>備考</p>	

※1 「該当事業名」欄には、促進事業を加えて実施する地域生活支援事業名を記載すること(実施要綱にある事業名を用いること)。

※2 「具体的な促進事業の内容」欄には、計画期間内における具体的な実施内容を簡潔に記載すること。(具体的な達成目標を記載することが望ましい。)

盲ろう者社会参加等促進事業に係る計画書

該当事業名 (※1)	
実施主体	
具体的な 促進事業 の内容 (※2)	
計画期間	
備考	

※1 「該当事業名」欄には、促進事業を加えて実施する地域生活支援事業名を記載すること（実施要綱にある事業名を用いること）。

※2 「具体的な促進事業の内容」欄には、計画期間内における具体的な実施内容を簡潔に記載すること。（具体的な達成目標を記載することが望ましい。）

盲人ホーム事業（A型）に係る計画書

施設名	盲人ホーム〇〇園
所在地	〇〇県〇〇市〇〇
設置主体	(社福) 〇〇会
実施内容(※1)	(ア)、(イ)、(ウ)
具体的な事業内容(※2)	<p>(ア)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 盲人ホームの卒後の研修施設としての利用や理療科教員の専門的知識を活かした技術指導に関する助言等について、〇〇盲学校と調整を進める。 <p>(イ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇マッサージ師会と協力して、…を対象に…を中心とした…講座を開催(〇月、〇月…の年〇回を予定) <p>(ウ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の利用者の意向を踏まえ、ハローワーク等の利用に関する支援や…が主催する就職面接会に関する情報提供等を行い、利用者の就業に向けた意欲の涵養を図る。
計画期間	平成25年度から平成27年度
備考	

※1 「実施内容」欄には、次の中から該当する記号を記入すること。(具体的な事業内容は、別添2の7を参照)

(ア) 特別支援学校連携等事業

(イ) 技術支援・生活支援事業

(ウ) 就業促進等事業

※2 「具体的な事業内容」欄には、計画期間内における具体的な実施内容を簡潔に記載すること。(具体的な達成目標を記載することが望ましい。)

盲人ホーム事業（A型）に係る計画書

施設名	
所在地	
設置主体	
実施内容（※1）	
具体的な事業内容（※2）	
計画期間	
備考	

※1 「実施内容」欄には、次の中から該当する記号を記入すること。（具体的な事業内容は、別添2の7を参照）

（ア）特別支援学校連携等事業

（イ）技術支援・生活支援事業

（ウ）就業促進等事業

※2 「具体的な事業内容」欄には、計画期間内における具体的な実施内容を簡潔に記載すること。（具体的な達成目標を記載することが望ましい。）

地域生活支援事業「特別支援事業」所要額内訳書

自治体名	区分	事業名

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳
〇〇費 〇〇費	円	(単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業は区分が確認できるよう、必要に応じて別紙を添付すること。)
合計	円	(国庫補助協議額 千円) ※左の合計に補助率を乗じた値(千円未満切り捨て)を記入する。

(注)「経費区分」欄は、「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について」に示す補助対象経費により記入すること。

地域生活支援事業「特別支援事業」所要額内訳書

自治体名	区分	事業名
	⑰	

事業の目的、 事業内容等	(事業の目的、内容(事業の実施に関する考え方(必要性・効率性の観点から)、事業の実施体制や実施方法、計画、実施予定期間、事業量の見込み、補助期間終了後の体制)等を具体的にかつ簡潔に記入すること。) (当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。)
事業の効果	

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳
〇〇費 〇〇費	円	(単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。必要に応じて、詳細を別紙で作成すること。)
合計	円	(国庫補助協議額 千円) ※左の合計に補助率を乗じた値(千円未満切り捨て)を記入する。

(注)「経費区分」欄は、「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について」に示す補助対象経費により記入すること。